

(質問第九號) 昭和二十二年七月十一日配付

經濟実相報告中疑義に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月十日

參議院議長 松平恒雄殿

油井賢太郎

経済実相報告中疑義に関する質問主意書

先づ第一に総説十三の(一)に於て商業にたずさわるもの所得の微増を大きく取り上げて居るが勤労所得の一九、八%から三六、九%に上昇せるのに比べて其の差が甚しく劣る事と物價指数が二十一年第一四半期六三〇%から第四、四半期の一、九三三%に昇騰せる事を基調とすれば敢えて問題にするに足らないではないか。然も其の末尾に「商業にたずさわるもの的人口が有業者全体の中で七一%しかないことと、比べて考へるべきである」と謠われて居るが政府は此の現象並に商業を如何に考へて居るか具体的に示して頂きたい。

又今自經濟再建、貿易の再開に当たり健全なる思想と組織を有する商業者に對し其の経験と商品に對する豊富なる智識を充分に活用することを經濟危期突破の一大原動力となるべきものと信ずるが政府の見解如何。

次に生産に関する諸発表中、消費財の生産と生産資材の生産の量並に比率に付き発表がないが經濟実相を國民に示す上に於て特に重大なる点であると思う。右に付き如何なる比率が最も當を得て居るものか政府の所信を伺いたい。

次に總論十六ノ(一)に於て國土の荒廃の点に付き發表にもあつたが木材を切り倒した跡の植林が殆んど行わされて居ないと云う事は誠に遺憾に堪えない處であるが此の責は独り國民の自覺にのみ負わせるべきものでなく政府の施策の拙劣な事が原因を爲して居ると云われて居る事に対し一考を煩わしたい。何故なれば折角努力し、経費をかけて植林をしても例の農地法の様にいつ取り上げられるか判らないし万一植林する費用より遙かに低廉な代價で買上げられる事等があつては寧ろ努力する丈馬鹿を見るのではないかと懸念され植林意慾が起きないと云う事も傳えられて居る。独り植林のみならず總ての事業に於てかゝる傾向が見受けられるのは三思四考を要する事と思う。國民總てが聖人君子の域に達した思想の持主ならばいざ知らず人間には向上心がある慾望がある。此の心理状態を把握せずに單なる精神的協力を國民に強いても無駄である。働かざる者食うべからずの鉄則の反面働く者努力する者には其れ相当の余裕の出來得る制度も考えるべきであると思う。徒らに大衆に迎合する爲富の均分化のみに力を入れる事は或意味に於て勤労と生産意慾の減退を來す虞れもあり敢て政府の猛省を促す次第である。